

公共発注の価格基準適正化についての意見書

近年、地方自治体においては公共施設とインフラの更新、維持が愁眉の課題となっています。物価上昇のもとで材料費や労務費が高騰し、自治体が事業を発注しても入札が不調あるいは不落となるなど、急ぐべき事業が円滑に進まないという事態が生じています。

将来の災害に備え、また地域のインフラを継続していくうえで、事業者が材料費や労務費の増加を適正に転嫁できるように然るべき水準に発注価格を引き上げることが求められますが、多くの自治体は厳しい財政事情のもとにあり、物価上昇に見合った発注価格の引き上げをすぐに行うことは困難となっています。地方においては、官公需は地域経済と雇用の維持において大きな役割を持っており、公共発注が停滞することによる影響は甚大です。

とりわけ土木・建築においては、令和6年に「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、令和7年中に完全施行の予定ですが、この法改正の目的を達するうえでも公共発注の責任が強く求められています。

国におかれては、物価上昇局面において地方自治体が適正な価格で公共発注を行えるよう、以下の支援策を緊急に進められることを求めます。

記

1. 現在の公共発注の価格基準と、実際の経費や労務費の増大との乖離について調査を行い、基準の見直しを進めること。
2. 上記調査結果をもとに、地方自治体が、物価上昇に応じた適正な価格での公共発注を迅速に行えるよう、物価上昇による税収増加分などを財源として、自治体へ緊急的に財政措置を行うこと。
3. これらの施策を一回限りとせず、「公契約法」などの形で恒久的な制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年6月20日

大和高田市議会